（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～二の二　略］ 三　市民ラジオの無線局（法第四条第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備 ［三の二～七十七　略］ ［2　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～二の二　同上］ 三　市民ラジオの無線局（法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備 ［三の二～七十七　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第六条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（端末設備の接続の検査） **第三十二条**　法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ 八　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の二第二項の規定による届出に係る無線設備である端末設備（法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準に適合しているものに限る。）であつて、当該届出の日から同日以後百八十日を経過する日までの間に限り使用するものを接続するとき。 ［2　略］	（端末設備の接続の検査） **第三十二条**　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第七条　特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（無線局の目的） **第三条**　次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。 ［一～十一　略］ 十二　小電力業務用　電波法施行規則第六条第一項第二号に規定するもの又は法第四条第二号若しくは第三号に規定するもののいずれかに該当するものであること。 ［十三　略］	（無線局の目的） **第三条**　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　小電力業務用　電波法施行規則第六条第一項第二号に規定するもの又は法第四条第一項第二号若しくは第三号に規定するもののいずれかに該当するものであること。 ［十三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	